

○周南市農業委員会農地転用制限の例外（農業用施設等）に係る届出に関する要綱

令和3年9月10日農委要綱第5号

周南市農業委員会農地転用制限の例外（農業用施設等）に係る届出に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）における農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第8号及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号の規定により、農業用施設等の農地の転用の制限の例外（以下「農地転用制限の例外（農業用施設等）」という。）を届け出ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（届出者）

第2条 農地転用制限の例外（農業用施設等）の届出を行うことができる者（以下「届出者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 転用しようとする農地（以下「届出地」という。）の所有権の全部を有する者（共有者で、他の共有者全員の同意を得たものを含む。）
- （2） 前号に掲げる者が死亡した場合におけるその者の全員の推定相続人（他の推定相続人全員の同意を得た者を含む。）
- （3） 前2号に掲げる者に代わって届出を行う権限を有する者

2 前項第3号に掲げる者である代理人が届出を行う場合は、前項第1号又は第2号に掲げる者から委任を受けた者であることを明らかにする書類を委員会に提出しなければならない。

（届出）

第3条 届出者は、農地転用制限の例外（農業用施設等）届出書（別記様式第1号。以下「届出書」という。）により、あらかじめ委員会に届け出るよう努めなければならない。

2 届出書には、次の書類を添付するものとする。

- （1） 届出地の登記事項要約書（届出書提出日前3月以内に発行されたもの）
- （2） 届出地の位置図（A4判）
- （3） 届出地の付近見取図（A4判）

- (4) 届出地の公図の写し
- (5) 土地利用計画図 (A 4判)
- (6) 施設の平面図及び立面図 (A 4判)
- (7) 転用面積実測図 (A 4判)
- (8) 被害防除計画書 (周南市農業委員会農地法施行に関する実施要綱 (令和6年周南市農業委員会要綱第7号) 第6条第2項第7号に規定する被害防除計画書をいう。以下同じ。)
- (9) 届出者が推定相続人である場合は、戸籍謄本その他推定相続人であることを証する書類
- (10) 届出者と納税管理人が異なる場合は、納税管理人からの同意書
- (11) 届出地が農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) 第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地である場合は、同法第13条第4項に規定する農業振興地域整備計画に係る軽微な変更として農業振興地域の整備に関する法律施行令 (昭和44年政令第254号) 第10条第1項第4号に規定する農業上の用途区分の変更がされていることを証する書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
(書類審査及び受理・不受理)

第4条 委員会は、届出者から届出書が提出されたときは、その届出内容が適正であるか否かを審査し、受理又は不受理の決定をするものとする。

2 委員会は、前項に規定する受理又は不受理の決定に当たっては、条件を付すことができる。

3 委員会は、前項の決定に基づき、受理通知書 (別記様式第2号) 又は農地転用制限の例外 (農業用施設等) 不受理通知書 (別記様式第3号) を届出者に交付するものとする。

(受理後の届出の取消し)

第5条 前条第3項の受理通知書により届出を受理された者が、当該届出に係る転用事業の全部又は一部を廃止したときは、農地転用制限の例外 (農業用施設等) の届出の取消願 (別記様式第4号) を委員会に提出して当該届出の取消しを受けなければならない。ただし、当該届出に係る転用事業の着手について、工事が行われておらず、かつ、今後も行われる見込みがないものでなければ当該取消しを

求めることができない。

- 2 前項の取消願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）
 - (2) 現況写真
 - (3) 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限る。）
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
- 3 委員会は、第1項の取消願により当該届出を取り消し、当該取消願に取消しを通知する日付その他必要事項を追記して取消通知書を作成の上、当該取消願の申請者に交付するものとする。

（その他）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年1月30日農委要綱第6号）

- 1 この要綱は、令和5年1月31日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の別記様式第1号は、所要の修正を加え使用することができる。

附 則（令和5年4月1日農委要綱第10号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月1日農委要綱第8号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の別記様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え使用することができる。

附 則（令和6年10月10日農委要綱第10号）

この要綱は、令和6年10月10日から施行する。

附 則（令和6年12月10日農委要綱第20号）

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和7年10月20日農委要綱第11号）

この要綱は、令和7年10月20日から施行する。

別記様式第1号（第3条、第4条関係）

農地転用制限の例外（農業用施設等）届出書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

届出者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに
法人の名称、代表者の職名及び氏名）

電話番号

代理人 資格

住所

氏名

電話番号

農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に規定する農業用施設等に供するため、次の農地を転用したいので、周南市農業委員会農地転用制限の例外（農業用施設等）に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第5号）第3条第1項の規定により、必要書類を添付して届け出ます。

1 土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	転用面積 (㎡)	所有者 (登記簿)	耕作者
			登記簿	現況				

※ 所有者は、届出者と登記簿の所有者が違う場合に記載してください。

2 転用を必要とする事由

3 転用の目的又は用途

4 転用の時期

(1) 着手年月日 年 月 日（届出受理後）

(2) 完了年月日 年 月 日

5 農業用施設等の概要

種類	建築物等の数	建築物等の面積 (㎡)	所要面積 (㎡)	備考

5 添付書類

- (1) 土地の登記事項要約書（届出書提出日前3月以内に発行されたもの）
- (2) 位置図（A4判）
- (3) 付近見取図（A4判）
- (4) 公図の写し
- (5) 土地利用計画図（A4判）
- (6) 施設の平面図及び立面図（A4判）
- (7) 転用面積実測図（A4判）
- (8) 被害防除計画書
- (9) 届出者が推定相続人である場合は、戸籍謄本その他推定相続人であることを証する書類
- (10) 届出者と納税管理人が異なる場合は、納税管理人からの同意書
- (11) 届出地が農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地である場合は、同法第13条第4項に規定する農業振興地域整備計画に係る軽微な変更として農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項第4号に規定する農業上の用途区分の変更がされていることを証する書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

- 注 1 農地法施行規則第29条第1号前段の「耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進」のための転用についてもこの届出書によるものとする。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。

受 理 通 知 書

周農委則29条受理第 号
年 月 日

届出者 住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで提出のあった周南市農業委員会農地転用制限の例外（農業用施設等）に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第5号）第3条第1項の規定による届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、同要綱第4条第3項の規定により受理通知書を交付します。

1 土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	転用面積 (㎡)	所有者 (登記簿)	耕作者
			登記簿	現況				

2 届出書が到着した日
年 月 日

3 届出に係る転用の目的（転用を必要とする事由）

4 条件

- (1) 農地転用が完了したときは、周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第15号）第5条の規定により、速やかに事業完了報告書を提出してください。
- (2) 農地転用の内容の変更をする場合は、同要綱第4条第1項の規定により、あらかじめ事業計画変更届出書を提出してください。

注 1 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称、代表者の職名及び氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載すること。
2 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載すること。

別記様式第3号（第4条関係）

農地転用制限の例外（農業用施設等）不受理通知書

周農委則29条不受理第 号
年 月 日

届出者 住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで提出のあった周南市農業委員会農地転用制限の例外（農業用施設等）に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第5号）第3条第1項の規定による届出についてはこれを受理しないことに決定したので、同要綱第4条第3項の規定により農地転用制限の例外（農業用施設等）不受理通知書を交付します。

1 土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	転用面積 (㎡)	所有者 (登記簿)	耕作者
			登記簿	現況				

2 届出書が到着した日

年 月 日

3 不受理とした理由

(教示)

- この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を記載しなければなりません。正副2通を山口県知事に提出して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、周南市を被告として（訴訟において

市を代表する者は農業委員会となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称、代表者の職名及び氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載すること。

別記様式第4号（第5条関係）

農地転用制限の例外（農業用施設等）の届出の取消願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け周農委則 29 条受理第 号をもって農地転用制限の例外（農業用施設等）としての届出を受理されましたが、以下の理由により本届出を取消し願います。

1 届出受理を受けた届出者の氏名等

氏 名	住 所

2 届出受理を受けた土地の表示

大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	転用面積 (㎡)	所有者 (登記簿)	耕作者
			登記簿	現況				

3 取消の理由

取 消 通 知 書

周農委則 29 条受理第 号の
年 月 日

願いのとおり届出を取り消したので、周南市農業委員会農地転用制限の例外（農業用施設等）に係る届出に関する要綱（令和3年周南市農業委員会要綱第5号）第5条第3項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

添付書類

- 1 受理通知書（紛失している場合には、その旨を取消願に記載すること。）
- 2 現況写真
- 3 取消理由を補強する書面等（書面等がある場合に限る。）